

## 知多市電子契約実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、知多市及び知多市水道事業（以下「市等」という。）が、知多市契約規則（昭和45年知多市規則第19号）に準じて、電子契約サービスを利用して行う契約のため、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子契約サービス サービス提供事業者が市等及びその契約相手方の指示を受けて、電子契約書にサービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う事業者署名型（立会人型）電子署名サービスをいう。
- (2) サービス提供事業者 本市と電子契約サービスの提供に係る契約を締結する事業者をいう。
- (3) 電子契約書 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約内容を記録した電磁的記録をいう。
- (4) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (5) 電子契約 電子契約書により契約を締結する契約方法をいう。
- (6) 所属長 知多市庁内会議規程（平成3年知多市訓令第2号）第4条第1項第2号に規定する職員をいう。
- (7) 電子署名実施者 電子契約書に電子署名を行う権限を有する者をいう。
- (8) 利用者 電子契約サービス運用管理者が電子契約サービスの利用を認めた者をいう。
- (9) アカウント 電子契約サービスに接続するための権利をいう。
- (10) パスワード 電子契約サービスに接続するために必要となる符号をいう。
- (11) 担当者 市等の職員のうち、電子契約サービスに電子契約書をアップロードする等、電子契約サービスを利用した契約手続の実務を主に行う者をいう。

### (電子契約の対象)

第3条 電子契約の対象は、次の各号の全てに該当するものとする。ただし、所属長が電子契約とすることが適当でないとするものは、この限りでない。

(1) 知多市建設工事等電子入札実施要領に規定する電子入札により落札者を決定し、契約締結を予定していること。

(2) 建設工事又は設計・測量・建設コンサルタント等業務に係る契約であること。  
(利用の申出)

第4条 前条に該当し、電子契約を希望する者は、電子契約サービスを利用する前に、電子契約利用申出書を提出しなければならない。

(電子契約サービスの運用管理)

第5条 電子契約サービスの運用及び管理のため、電子契約サービス運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置き、財政課長をもってこれに充てる。

2 運用管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 電子契約サービスの利用権限の設定に関すること。

(2) 電子契約サービスの利用手続に関すること。

(3) 電子契約書の管理に関すること。

(4) 電子契約サービスの情報セキュリティ対策に関すること。

(5) その他電子契約サービスを適正かつ円滑に運用管理するために必要なこと。

(電子署名実施者の責務)

第6条 知多市が締結する電子契約にあつては財政課長を、知多市水道事業が締結する電子契約にあつては水道課長を電子署名実施者とする。

2 電子署名実施者が不在のときは、電子署名実施者があらかじめ指名する職員がその職務を代行するものとする。

3 電子署名実施者は、電子契約書に電子署名を行う際には、所定の決裁手続を経ていることを確認しなければならない。

(利用者の責務)

第7条 利用者は、電子契約サービスの利用に当たり次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 利用者に認められた権限の範囲においてのみ利用すること。

(2) アカウント及びパスワードを適正に管理し、他者による不正利用を防止するこ

と。

(3) 運用管理者から指示があった場合は、速やかに従うこと。

(4) 電子契約サービスを利用しなくなった場合又は利用者に変更があった場合は、速やかに運用管理者に報告すること。

(5) その他法令及び知多市情報セキュリティの確保に関する規程（平成16年知多市訓令第1号）を遵守すること。

（電子契約サービスの利用）

第8条 電子契約サービスは、担当者、所属長、財政課職員、契約相手方及び電子署名実施者が利用する。

2 担当者は、電子契約サービスに電子契約の締結に必要な電子契約書をアップロードする。

3 所属長及び財政課職員は、アップロードされた電子契約書に誤りがないことを確認し、電子契約サービスの承認を行う。

4 契約相手方は、電子契約サービスで市等が承認した電子契約書を確認し、契約締結のための電子署名を行う。

5 電子署名実施者は、電子契約サービスで契約相手方が電子署名した電子契約書を確認し、電子署名を行う。

（電子契約書の保存）

第9条 電子契約書の正本は、電子契約サービスのファイルサーバー内に保存される電子契約書とする。

2 利用者は、電子契約サービスから電子契約書をダウンロードすることができる。電子契約書のデータを保存する等、前項の規定によらない保存方法であっても、電子契約書の有効性を妨げるものではない。ただし、電子契約書の有効性に関する法令等の規定に違反する場合には、この限りでない。

（障害時等の対応）

第10条 電子契約サービスの障害、天災、広域停電、通信障害によるネットワーク障害その他やむを得ない事情により、電子契約サービスの利用が不能となった場合で、障害の復旧又は状況の改善が見込めず電子契約が締結できないと市等が判断したときは、電子契約を中止し、又は紙による契約に変更することができる。

2 前項の規定により紙による契約に変更する場合は、担当者は、契約相手方に対し、電話等の確実な方法で速やかに連絡するものとする。

(事故等の報告)

第11条 利用者は、電子契約サービスの不正な利用又はその恐れがあると認められる場合若しくは障害を発見した場合には、速やかに運用管理者に報告し、運用管理者の指示に従うものとする。

2 運用管理者は、前項による連絡を受け、又は自ら電子契約サービスの障害を発見した際には、速やかにサービス提供事業者に連絡し、必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。